

## 上越市遠距離通学児童・生徒通学費補助金等交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、上越市立の小学校の児童及び中学校の生徒並びに新潟県立特別支援学校へ通学する児童及び生徒の遠距離通学に係る費用の負担を軽減するため、当該費用を負担する児童及び生徒の保護者に対し、予算の範囲内で交付する補助金及び公共交通機関の定期券（以下「補助金等」という。）の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金等の交付を受けることができる人（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒その他市長が必要と認める人の保護者とする。

(1) 居住する町内等の中心地から学校の校門までの通常の経路による通学距離が、児童にあつては3km以上、生徒にあつては5km以上の町内等（以下「対象町内等」という。）に居住する児童及び生徒のうち、次のいずれかに該当するもの

ア 別表第1及び別表第2に掲げる上越市立の小学校及び中学校に通学する児童及び生徒

イ 不登校、いじめその他の教育的配慮を要する理由（部活動を理由とするものを除く。）により、上越市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（昭和46年上越市教育委員会規則第10号）第2条の規定による許可を受けた児童及び生徒

(2) 次のアからエまでのいずれかに該当する児童及び生徒

ア 対象町内等以外の町内等のうち、山間地で通学路に高低差がある、風雪が激しい、通学路の大部分に歩道がなく通学の安全が保たれない等の町内等で市長が特に認めるもの（以下「特例町内等」という。）に居住する児童及び生徒

イ 通級指導教室に通級し、児童及び生徒が所属する学校から通級先までの距離が、3km以上の児童及び5km以上の生徒

ウ 上越市立の小学校の児童及び中学校の生徒のうち特別支援学級に在籍する児童及び生徒

エ 本市に住所を有し、かつ、新潟県立特別支援学校に自家用車で通学する児童及び生徒

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒の保護者は補助対象者としない。ただし、特別な理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 徒歩で通学している児童及び生徒

- (2) 本市が運行する車両を利用して通学している児童及び生徒
- (3) 「対象町内等」が広範囲であること、飛び地であること等から、距離要件を満たさないと市長が認める地域に住所を有する児童及び生徒
- (4) 「特例町内等」が広範囲であること、飛び地であること等から、通学環境が著しく異なり、特例町内等の要件を満たさないと市長が認める地域に住所を有する児童及び生徒  
(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる児童及び生徒の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1項第1号ア及びイ並びに同項第2号アに規定する児童及び生徒 別表第3(1)の表左欄に掲げる通学方法の区分に応じ、同表右欄に定める額
  - (2) 前条第1項第2号イに規定する児童及び生徒 別表第3(1)の表に定める自家用車に係る額
  - (3) 前条第1項第2号ウに規定する児童及び生徒 別表第3(2)の表左欄に掲げる通学方法の区分に応じ、同表右欄に定める額
  - (4) 前条第1項第2号エに規定する児童及び生徒 別表第3(2)の表に定める自家用車に係る補助金の額の式中「15円」を「15円―県単価（新潟県教育庁義務教育課長が定める特別支援教育就学奨励費交通費算定のための単価をいう。）（円）」として計算した額
- 2 冬期のみ公共交通機関を利用する場合その他月の途中で通学方法が変わる場合は、別表第3(1)の表及び(2)の表に定めるそれぞれの通学方法について、実日数で算定した額とする。ただし、定期券については、利用を開始した日から年度末までの実費相当額とする。
- 3 自家用車で通学する場合において、同一世帯に複数の児童又は生徒がいるときは、別表第3(1)の表及び(2)の表に定める1人分に係る額とする。ただし、当該児童又は生徒をそれぞれ送迎するときは、この限りでない。
- 4 同一の児童又は生徒について、通学方法により距離が異なる場合は、その理由を確認し、実態に即した額とする。

(定期券の交付)

第4条 市長は、公共交通機関を利用して通学している次の各号に掲げる児童及び生徒の保護者に対し、補助金の交付に代えて、当該各号に定める公共交通機関の定期券を交付することができる。

- (1) 公共交通機関のうち路線バスの運行地域に居住する児童及び生徒 自宅の最寄りのバス停留所から学校の最寄りのバス停留所までの定期券

(2) 公共交通機関のうち鉄道の運行地域に居住する児童及び生徒 自宅の最寄りの駅から  
学校の最寄りの駅までの定期券

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、規則で定める交付申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、公共交通機関の定期券の購入費に係る補助金の交付を受けようとする補助対象者は、購入した定期券の写しを添付しなければならない。

2 前項の申請は、上越市立の小学校の児童及び中学校の生徒にあっては、学校長を経て行うものとする。

(交付時期)

第6条 補助金等は、規則第9条の規定による補助金等の額の確定後に交付するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市遠距離通学児童・生徒通学費補助金等交付要綱の規定は、平成 22 年度以後の年度分の補助金等の交付について適用し、平成 21 年度分までの補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市遠距離通学児童・生徒通学費補助金等交付要綱の規定は、平成 25 年度以後の年度分の補助金等の交付について適用し、平成 24 年度分までの補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市遠距離通学児童・生徒通学費補助金等交付要綱の規定は、平成 26 年度以後の年度分の補助金等の交付について適用し、平成 25 年度分までの補助金等の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 27 年 1 月 14 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 1 日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から実施する。

(1) 第 3 条の改正規定 平成 28 年 12 月 13 日

(2) 別表第 1 の改正規定 平成 29 年 4 月 1 日

(適用区分)

- 2 改正後の別表第 1 の規定は、平成 29 年度以後の年度分の補助金等の交付について適用

し、平成28年度分までの補助金等の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和2年12月16日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和2年度以後の年度分の補助金等の交付について適用し、令和元年度分までの補助金等の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から実施する。

別表第1 (第2条関係)

| 学校名     | 対象町内等                                                                                               | 特例町内等                |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
|         | 町内等(自治会・町内)の中心から小学校までのおおよその距離が3km以上                                                                 |                      |
| 黒田小学校   | 後谷                                                                                                  |                      |
| 飯小学校    | 中正善寺、宇津尾、上正善寺                                                                                       | 下正善寺                 |
| 三郷小学校   |                                                                                                     | 下四ツ屋、下稲塚             |
| 戸野目小学校  | 荒屋、虫川、四辻町                                                                                           | 市野江、上野田              |
| 直江津南小学校 | 新光町三丁目                                                                                              | 石橋                   |
| 保倉小学校   | 下百々、駒林、上青野、下吉野、下五貫野                                                                                 | 中青野、下青野、上五貫野、下名柄     |
| 春日新田小学校 |                                                                                                     | 日之出町                 |
| 国府小学校   | 虫生岩戸                                                                                                |                      |
| 谷浜小学校   | 西横山、小池、西山寺、下綱子、鍋ヶ浦、吉浦、茶屋ヶ原、長浜、横畑、皆口、西谷内、北谷、土口、増沢、大淵、東吉尾、西吉尾                                         | 高住、中桑取、丹原            |
| 安塚小学校   | 坊金、和田自治会、芹田自治会、大原地縁団体、小黑自治会、樽田、細野、行野自治会、切越自治会、菅沼、朴の木自治会、円平坊、高沢、二本木、信濃坂、真荻平自治会、伏野自治会、須川、上船、中船自治会、樽田川 |                      |
| 浦川原小学校  | 山印内、飯室、今熊、山本、谷、真光寺、横住、坪野、熊沢、法定寺、追出、虫川、中猪子田、下猪子田、小蒲生田、小谷島、蕨岡、上猪子田、小麦平                                | 東俣、上岡、杉坪、印内、桜島、岩室、長走 |
| 大島小学校   | 菖蒲東、菖蒲西、牛ヶ鼻、三竹沢、熊田、                                                                                 | 上達、深沢                |

|        |                                                                                                                                 |                                                     |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
|        | 仁上、石橋、棚岡、大島、中野、板山、田麦、竹平、藤尾                                                                                                      |                                                     |
| 牧小学校   | 宮口、櫛谷、下湯谷、桜滝、倉下、原、上牧、府殿、棚広新田、棚広、宇津俣、高尾、高谷、切光、泉、今清水、吉坪、片町、七森、平山、神谷、平方、坪山、大月、川井沢、池舟                                               |                                                     |
| 柿崎小学校  | 東谷内、雁海、下中山、小萱、江島新田                                                                                                              |                                                     |
| 下黒川小学校 | 川田、岩手、下灰庭新田、芋島、松留、上中山、猿毛、城腰、水野、下牧、平沢、岩野、米山寺、東横山、南黒岩、北黒岩                                                                         |                                                     |
| 大潟町小学校 | 雁子浜、潟端一区、潟端二区、内雁子                                                                                                               | 九戸浜、渋柿浜、犀潟                                          |
| 南川小学校  | 美しが丘                                                                                                                            | 西福島一区、上三分一、北四ツ屋、浮島、市村                               |
| 大養小学校  | 望ヶ丘、下米岡、下中島、城野腰                                                                                                                 | 下神原、一心、百間町（舟場）、島田、榎井、松橋、手宮、舟津、森下、片津、姥谷内、坂田、池港、柳町、大柳 |
| 明治小学校  | 石神、玄僧                                                                                                                           | 仁野分、中島、畑ヶ崎、矢住、両増田                                   |
| 吉川小学校  | 川谷、石谷、名木山、大賀、村屋、稲古、川袋、大岩、米山、山中、高沢入、坪野、尾神、国田、福平長坂、長沢、道之下、入河沢、東田中、河沢、天林寺、土尻、泉谷、吉井、下小沢、東寺、平等寺、伯母ヶ沢、後生寺、泉、赤沢、下中条、竹直、長峰、六万部、町田、西野島、梶 | 川崎、代石、小苗代、東鳥越、片田、三ヶ字、二ヶ字、原之町鳥倉、田尻、神田町               |
| 中郷小学校  | 板橋、片貝、福崎、江口、稲荷山、宮野原、岡沢、福田、松ヶ峯                                                                                                   |                                                     |
| 板倉小学校  | 栗沢、大野新田、下筒方、上関田、下関田、達野、菰立、下久々野、西久々野、上久々野、猿供養寺、東山寺、機織、釜塚、不動新田                                                                    |                                                     |
| 清里小学校  | 青柳、鈴倉、寺脇、梨窪、鶯沢、上中条、東戸野、棚田、北野・水草、梨平、赤池                                                                                           |                                                     |
| 里公小学校  | 稲原                                                                                                                              |                                                     |
| 上杉小学校  | 弘沢、桑曾根                                                                                                                          |                                                     |
| 美守小学校  | 岡木、山腰新田、末野、末野新田                                                                                                                 |                                                     |
| 宝田小学校  | 小泊第七、小泊第六、小泊第五、小泊第四、小泊第三、小泊第二、小泊第一、新町、仲町、川端、新井町、横町山、横町川、横町上、旭団地、坪山、赤野俣、折居、峠、池田、森、桂谷、折平、東蒲生田、小田島、西蒲生田、下瀬戸、上瀬戸、東飛山                | 岩屋堂、田野上、杉野瀬、丸田、濁沢                                   |

別表第2（第2条関係）

| 学校名     | 対象町内等                                                                                     | 特例町内等                                                          |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
|         | 町内等（自治会・集落）の中心から中学校までのおおよその距離が5 km以上                                                      |                                                                |
| 城北中学校   | 下正善寺、中正善寺、上正善寺                                                                            |                                                                |
| 城東中学校   | 南田屋新田、北田屋新田、大道福田、富岡、藤野新田                                                                  | 中々村新田、平岡                                                       |
| 城西中学校   | 下四ツ屋、西松野木、長者町、藪野、辰尾新田、東稲塚新田、下稲塚、東木島、西木島、島田上新田、西田中                                         |                                                                |
| 雄志中学校   | 稲谷、上曾根、下曾根、高津、飯田、妙油、森田、十二ノ木、北方、南方、大口、東京田、杉野袋、北新保、南新保、荒屋、虫川                                |                                                                |
| 直江津中学校  | 虫生岩戸                                                                                      |                                                                |
| 直江津東中学校 | 下百々、駒林、小泉、長岡新田、上名柄、五野井、石川、上青野、中青野、下青野、上吉野、下吉野、下名柄、長岡、岡沢、飯塚、中真砂、川端                         |                                                                |
| 潮陵中学校   | 横畑、皆口、西谷内、北谷、土口、増沢、大淵、東吉尾、西吉尾                                                             | 西横山、小池、西山寺、下綱子、高住、中桑取、丹原、鍋ヶ浦、吉浦、茶屋ヶ原、長浜                        |
| 安塚中学校   | 坊金、二本木、樽田川、菅沼、信濃坂、中船、細野、朴の木自治会、真萩平自治会、伏野自治会、須川、上船                                         | 切越自治会、板尾自治会、松崎自治会、行野自治会、樽田、円平坊、高沢                              |
| 浦川原中学校  | 今熊、谷、真光寺、法定寺、小蒲生田、小谷島、上猪子田、坪野、小麦平                                                         | 上柿野、東俣、上岡、杉坪、日向、印内、山印内、飯室、山本、桜島、岩室、長走、横住、熊沢、追出、虫川、中猪子田、下猪子田、蕨岡 |
| 大島中学校   | 菖蒲東、菖蒲西、牛ヶ鼻、三竹沢、熊田、板山、田麦、竹平、藤尾                                                            | 仁上、石橋、棚岡、大島、中野、細越、達、大平、長者島、下岡、千原、上岡                            |
| 牧中学校    | 上牧、府殿、棚広新田、宇津俣、高谷、切光、吉坪、片町、七森、平山、神谷、平方、坪山、大月、川井沢                                          | 宮口、下湯谷、桜滝、棚広、倉下、原                                              |
| 柿崎中学校   | 上下浜、坂田新田、上小野、百木、桜町新田、上金原、上直海、江島新田、高畑、岩手、下灰庭新田、芋島、松留、上中山、猿毛、城腰、水野、下牧、平沢、岩野、米山寺、東横山、南黒岩、北黒岩 |                                                                |
| 大潟町中学校  | 潟端二区                                                                                      | 犀潟、潟端一区、内雁子                                                    |

|       |                                                                      |                                                                                                                    |
|-------|----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 頸城中学校 | 西福島一区、西福島二区、下吉、上吉、畑ヶ崎、大蒲生田、玄僧、矢住                                     | 松本、下三分一、上三分一、北四ツ屋、浮島、市村、美しが丘、望ヶ丘、下神原、一心、百間町（舟場）、島田、榎井、下米岡、松橋、手宮、舟津、森下、片津、姥谷内、坂田、池港、柳町、大柳、天ヶ崎、日根津、上増田、上池田、両毛、中島、両増田 |
| 吉川中学校 | 川谷、石谷、名木山、大賀、村屋、稲古、川袋、大岩、米山、山中、高沢入、坪野、尾神、国田、吉井、下小沢、東寺、平等寺、伯母ヶ沢、後生寺、泉 | 福平・長坂、道之下、入河沢、東田中、河沢、天林寺、川崎、土尻、泉谷、赤沢、下中条、代石、三ヶ字、竹直、長峰、田尻、六万部、町田、西野島、長沢、神田町、梶                                       |
| 中郷中学校 |                                                                      | 片貝、福崎、江口、稲荷山、宮野原、岡沢、福田、松ヶ峯                                                                                         |
| 板倉中学校 | 下久々野、西久々野、上久々野、猿供養寺、東山寺、機織、栗沢、大野新田、下筒方、上関田、下関田、達野                    | 釜塚、不動新田、菰立                                                                                                         |
| 清里中学校 | 棚田、梨平、梨窪、鶯沢、上中条、北野・水草、赤池、青柳                                          | 東戸野、寺脇、鈴倉                                                                                                          |
| 名立中学校 | 折居、峠、池田、森、桂谷、折平、東蒲生田、小田島、西蒲生田、下瀬戸、上瀬戸、東飛山                            | 谷口、車路、鉢畑、田野上、杉野瀬、丸田、濁沢                                                                                             |

別表第3（第3条関係）

(1) 遠距離通学の児童及び生徒

| 通学方法            | 補助金の額                           |
|-----------------|---------------------------------|
| 自転車（中学校の生徒に限る。） | 通学距離（km）×5円×1月の通学日数（日）×通学月数（月）  |
| 自家用車            | 通学距離（km）×10円×1月の通学日数（日）×通学月数（月） |
| 公共交通機関          | 定期券の購入金額の全額                     |

(2) 特別支援学級等の児童及び生徒

| 通学方法   | 補助金の額                           |
|--------|---------------------------------|
| 自家用車   | 通学距離（km）×15円×1月の通学日数（日）×通学月数（月） |
| 公共交通機関 | 定期券の購入金額の全額                     |

#### 備考

- 1 通学方法は、自転車により通学できない場合は自家用車、自転車及び自家用車により通学できない場合は公共交通機関とする。ただし、これによることが適当でないものについては、この限りでない。
- 2 通学距離は、自宅と学校の往復の距離（第2条第1項第2号に規定する児童及び生徒は、所属する学校と通級先の往復の距離）とする。
- 3 1月の通学日数は、原則として21日とする。ただし、これによることが適当でないものについては、この限りでない。
- 4 特例町内等に居住する生徒については、自転車に係る経費は支給しない。

○上越市スクールバスの運行に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、スクールバスを運行することにより上越市立小学校に通学する児童及び上越市立中学校に通学する生徒(以下「児童生徒」という。)に対し通学のための便宜を供与し、もって児童生徒の通学の利便と安全確保を図ることを目的とする。

(スクールバスの指定)

第2条 市長は、次に掲げるバスをスクールバスとして指定する。

- (1) 市が所有するバスで児童生徒の通学の用に供するもの
- (2) 児童生徒の通学の用に供するバスの運行に係る業務を受託した事業者がその運行に用いるバス

(運行の管理)

第3条 前条の規定によりスクールバスとして指定されたバス(以下単に「スクールバス」という。)の運行の管理は、教育委員会が行うものとする。

(スクールバスの運行の範囲)

第4条 スクールバスは、第1条に規定する目的以外の目的のため運行してはならない。ただし、スクールバスの運行に支障がない場合で特別の事情があると教育委員会が認めるときは、この限りでない。

(実費徴収)

第5条 市長は、スクールバスを利用する児童生徒の保護者からスクールバスの運行に要する費用の一部を実費として徴収することができる。

2 前項の規定により徴収する金額及び徴収方法は、市長が別に定める。

(市有スクールバスの整備点検)

第6条 市有スクールバスは、上越市庁用自動車の安全運行に関する規程(昭和54年上越市訓令第53号)に基づき常に点検整備を行い、運行の安全を確保するように努めなければならない。

(委託スクールバスの管理)

第7条 スクールバスで第2条第2号の規定に該当するものの運転者の制限、点検整備その他運行の管理に関し必要な事項は、委託契約において定める。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、スクールバスの運行、利用の手続その他必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年10月11日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年8月19日から実施する。